



## 放課後児童健全育成事業「学童保育」の紹介

学童保育施設では、保護者が仕事などで昼間家庭にいない小学校の児童を放課後や春・夏・秋・冬休みにお預かりしています。  
 仕事をしている新一年生の家庭や仕事を始めようと思っている家庭は、見学に行ってみてはいかがでしょうか。入所説明会は次のとおりです。



校 区	クラブ名	問い合わせ先	入所説明会
大津小	つくしんぼクラブ	大津小学校学童保育 ☎096(293)9668	日時 1月25日(土) 昼の部 午後3時～ 夜の部 午後6時30分～ 場所 大津地区公民館分館 (室 2042-35)
	四つ葉学童クラブ	室小学校学童保育 ☎096(293)7854	
室小	ジョイキッズクラブ	護川小学校学童保育 ☎096(294)6166	【問い合わせ先】 NPO子どもサポート・ みんなのおうち事務所 ☎096(321)7002 (平日 午前8時30分～午後5時30分)
	コスモキッズクラブ	※各学校の学童保育への 問い合わせは、平日の 午後1時～午後6時 のみです	
護川小	そらいろクラブ		
大津北小	一字学童館	☎096(293)2560 (一字保育園)	直接、お問い合わせください
大津東小 大津南小 大津小	しらかわっこわくわくクラブ	☎080(2712)6770 (学童専用携帯)	2月下旬頃を予定 直接、お問い合わせください
	しらかわっこなかよしクラブ	☎096(293)2194 (白川保育園)	
大津小 美咲野小	緑のなかま	☎096(293)8300 (緑ヶ丘保育園)	日時 2月1日(土) 午前10時～
美咲野小	グリーンキッズクラブ (2クラブ)		場所 グリーンキッズクラブ (美咲野小学校敷地内)

## 町学童保育施設の指定管理のお知らせ

町学童保育施設の管理・運営をより効率的かつ効果的に行うため、学童保育に実績があり、地域などの活力を積極的に活用できる法人に次のとおり委託します。  
 なお、4月から運営者が一部変更になる児童と保護者の皆さんには、ご理解をよろしくお願ひします。



■期間 平成26年4月1日から平成31年3月31日までの5年間

対 象 施 設	指定管理の委託先
大津小学校校区学童保育施設	NPO子どもサポート・みんなのおうち
室小学校校区学童保育室	
護川小学校校区学童保育施設	
美咲野小学校校区学童保育施設 (2クラブ)	社会福祉法人 白川園 (緑ヶ丘保育園)

## PM2.5「大津町測定局」が設置されました

熊本県は、県内16カ所(熊本市除く)の測定局において、PM2.5(微小粒子状物質)の濃度測定を行っています。本年度は4カ所の測定局を増設を行う計画となっており、昨年12月に大津町生涯学習センターに測定局が設置されました。以下のサイトで濃度の確認ができます。

- 携帯  
<http://taiki.pref.kumamoto.jp/kumamoto-taiki/mobile/HourItem/020/MobileHourItemValue01.htm>
- パソコン  
<http://taiki.pref.kumamoto.jp/kumamoto-taiki/HourItem/020/HourItemValueIndex.htm>
- ※検索ワード「熊本県 PM2.5」
- 【お願い】

煙や排気ガスなどの影響により、正確な測定に支障を来すおそれがあるので、生涯学習センター周辺では、次の点にご理解とご協力をお願いします。

- 屋外焼却(野焼き)は行わないでください。
- ※廃棄物処理法により一部例外を除き原則禁止されています。
- アイドリングストップの励行(駐車時)

### 大気環境情報メールの登録について

熊本県では「PM2.5の注意喚起情報」や「光化学スモッグ注意報」を県民の皆さんに発信する大気環境情報メールの運用を行っていますが、配信に要する時間の短縮を図るため新メール配信システムに移行了しました。  
 そのため次のとおり12月10日から登録用メールアドレスが新たに追加されました。

当初: sky@123123.tv  
 追加: taiki@gw.ansin-anzen.jp

旧システムで登録した人は再登録の手続きを行う必要はありません。

※どちらの登録メールでも登録できます。  
 メール配信を希望する人は、事前にメールアドレスを登録する必要があります。具体的な登録方法は左記のアドレスを参照してください。  
<http://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/43/kankyoutaikosen.html>  
 ※検索ワード「熊本県大気環境情報メール」

### 「なまぢヨウソウヨウキョウ」

誤った出し方をすると、ごみ収集車の無駄遣いになったり、町の処分費用の無駄遣いになったりします。

#### ①スプレー缶

先日、ごみ収集車の内部で火災が発生しました。ガス抜きをしないスプレー缶は、収集車に投入する際、巻き込み部で圧縮され缶が破裂することがあります。今回の火災も、破裂により噴出したスプレー缶の可燃性ガス(LPGガス)に、破裂時に発生した火花が引火したものと推測されます。大変危険ですので、スプレー缶を「ごみ」として出す場合は、必ず中身を使い切ってから缶に穴を2カ所開けて資源物(空き缶)の日に出してください。



#### ②適正処理困難物

発火したごみ収集車の中に黒い液体(コーラルター)がこぼれていました。ごみステーションに出されたものですが、環境美化センターで処理できない「適正処理困難物」になります。他にも次の表のような廃棄物が該当します。取り扱い店や販売店、メーカーなどへ引き取りを依頼してください。

適正処理困難物の例
・殺虫剤、農薬、化学薬品
・バッテリー
・ガスボンベ
・消火器
・廃油、オイル、塗料
・感染性医療廃棄物
・タイヤ
・自動車関係部品
・農業機械
・石こうボード
・コンクリートブロック



#### ③空き缶・空きビン

中身が入ったままの食缶やビンは、ごみステーションに出さないでください。分別ルールが守られていないごみとして、環境美化センターから毎月たくさんの食缶やビンが町に返却され、町が処分費用を負担している状況です。必ず、中身が入っていない状態で軽く洗い流してからごみステーションに出してください。